平成30年2月23日 宮城県公報第2936号 別

平成29年度 行政監査結果報告書

AED(自動体外式除細動器)の設置及び管理について —

平成30年2月

宮城県監査委員

目 次

第1	章	豆	き査の)概要	•	• •	• •	• •	•	• •	• •	• •	•	•	• •	• •	• •	•	• •	1
	1	豆	左查文	象事務					•				•					•		1
	2	臣	生査の	目的	•				•				•	•				•		1
	3	톂	生査の	着眼点	と主	な調	查卢	容				•		• •				•		1
	4	豆	生査の	対象	•	• •	• •	• •	•	• •	• •	• •	•	•	• •	• •	• •	•	• •	2
	5	톂	生査の	実施方	法	•	• •	• •	•	• •	• •	• •	•	• •	• •	• •	• •	•	• •	2
第2	章	豆	查查結	課					•					•				•		4
	1	F	AΕD	(自動	体外	除細	動器	号) (の設	置状	沈沢に	こつ	いて		•					4
		(1)	ΑE	Dの設	置状	況等	につ) 	T	•		•						•		4
			1	AED	部局	別設	置》	け沢												
			2	AED	台数	別設	置》	代況												
			3	AED	圏域	別設	置》	代況												
			4	AED	庁舎	所在	地另	川設制	置状	況										
		(2)	ΑE	Dの取	得方	法に	つし	いて			•				•					6
		(3)	ΑE	Dの取	得方	法の	検討	けに~	7V	て					•				•	7
			1	AED	取得	にお	ける	購	入と	リー	-ス(の比	較検	討壮	犬況					
			2	AED	を取	得す	る際	詳に 直	重視	した	項	1								
		(4)	ΑE	Dの設	置及	び普	及科	終発し	こ関	する	基	本方	針等	ミにつ	OV.	て	•	•		8
			1	AED	の設	置及	び音	昏 及唇	啓発	に関	する	る基	本力	針						
			2	県の機	関に	おけ	るA	ΣEI	Dの	設置	宣方針	<u>}</u>								
	2	F	AΕD	の管理	状況	につ	いて	-		•				•				•		8
		(1)	ΑE	Dの設計	置場	折等(こつ	いて		•			•					•		8
			1	AED	の設	置場	所													
			2	施設利	用者	使用	Ø ¯	了否												
		(2)	ΑE	Dの設	置場	所の	表示	きにつ	7V	て					•				•	9
		(3)	ΑE	D の 日	常点	検の	実が	5状	兄に	つレ	って				•					9
			1	平成2	1年	4月	1 6	日付	付け	ſģ	動体	本外	式除	細重	协器	(A	ЕΓ))		
				の適切	な管	理等	の美	ミ施 に	こつ	いて	[]	(厚	生労	働省	旨医.	政局	長及	じい		
				医薬食	品局	長通	知)	0)7	承知	状涉	2									
			2	点検担	当者	の配	置》	け沢												
			3	日常点	検の	実施	状涉	2												
			4	点検の	頻度															
			⑤	点検マ	ニュ	アル	の有	「無												
			(6)	日常点	検記	録簿	の相	1無												

	(4)	AEDの消耗品の管理状況について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
		① 電極パッド使用期限の把握状況	
		② バッテリー使用期限の把握状況	
		③ 表示ラベル取付け状況	
	(5)	AED操作方法の習得について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
		① AEDの操作に関する講習・研修の受講状況	
		② AEDの操作に関する講習・研修への参加状況	
		③ 職場が主体的にAEDを使用するための職員操作訓練の定期	
		的実施状況	
	(6)	AEDの使用実績について ·······	1 5
		① AEDの過去6年間(平成24年度~29年度)の使用実績	
		② 年度別使用件数	
		③ 使用場所(施設内外別)件数	
	(7)	指定管理者制度導入施設におけるAEDの設置状況及び指導状況	
		について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
		① 指定管理者制度導入施設におけるAED設置状況	
		② AEDを設置している指定管理者制度導入施設への担当課の	
		指導状況	
		③ 指定管理者制度導入施設関係人調査結果	
ć	3 A	AED設置の情報提供の状況について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	(1)	一般財団法人日本救急医療財団 ホームページへのAED設置情	
		登録について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	(2)	県のホームページ等による情報提供について · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	18
第3章	声 藍	査結果を踏まえた意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
	1 A	AEDの設置状況について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
	(1)AEDの設置検討及び設置に関する全庁的な統一方針について	1 9
	(2) AEDの設置の一元的管理について ・・・・・・・・・	1 9
	(3	3) AEDの調達方法について ・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
	2	AEDの管理状況について ・・・・・・・・・・・・・・	2 0
)設置場所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
		り 設置場所の表示について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
		り日常点検について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
)消耗品の管理について ・・・・・・・・・・・・・・・・)AEDの操作方法の習得について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
)AEDの操作方法の省得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1 2 2
			2 2
			2 2
			2 2
	•		

資 料:

- 1) 平成29年度行政監査に関する調査票
- 2) 県民が県民を救う社会の実現に向けて ~非医療従事者が使用する自動体外 式除細動器 (AED) の設置及び普及啓発に関する基本方針~
- 3) 各都道府県知事あて平成21年4月16日付け医政発第0416001号・ 薬食発第0416001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「自動体 外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係 団体への周知依頼)」
- 4) 各都道府県衛生主管部(局) 長あて平成22年5月7日付け医政指発 0507第3号 薬食安発0507第2号厚生労働省医政局指導課長・医薬 食品局安全対策課長通知「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の 周知等について(依頼)」
- 5) 各都道府県知事あて平成25年9月27日付け医政発0927第6号 薬食 発0927第1号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「自動体外式除細 動器(AED)の適切な管理等の実施について(再周知)」

第1章 監査の概要

1 監査対象事務

AED (自動体外式除細動器)の設置及び管理について

2 監査の目的

AEDは、心停止になった場合に心臓にショックを与えて、正常な心拍に戻す医療機器で、早期使用により救命に大きな効果が期待できることから、平成16年7月から医師や救急救命士以外の一般県民でも扱えるようになり、普及が進んでいる。

一方で、AEDは適切な管理が行われなければ、人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれのある医療機器であることから、耐用年数を経過したAEDの計画的な更新や消耗品の定期的な点検・交換が必要である。

このような状況及び東日本大震災による最大の被災地である本県として尊い人命を守る観点から、県の機関におけるAEDの実態を把握し、設置及び管理について、経済性・効率性・有効性の面から検証を行い、今後の事務改善に資することを目的として監査を実施した。

3 監査の着眼点と主な調査内容

(1) AEDの設置状況について

【主な調査内容】

- □AEDの設置の方針はあるか。
- □購入とリースの比較検討はなされているか。
- □AEDの購入・更新等は計画的に行われているか。

(2) AEDの管理状況について

【主な調査内容】

- □AEDの設置場所及び設置表示は適切に行われているか。
- □日常点検が適切に行われているか。
- □消耗品の管理は適切に行われているか。
- □AEDの操作方法の習得は適切に行われているか。
- □AEDの使用実績等は的確に把握されているか。
- □指定管理者導入施設におけるAEDの管理は適切に行われているか。

(3) A E D 設置の情報提供の状況について

【主な調査内容】

- □(一財)日本救急医療財団への登録は行われているか。
- □ホームページ等で情報提供がなされているか。

4 監査の対象

AEDを設置・管理している機関(指定管理者が管理を行う公の施設を所管する機関を含む。)並びにAEDの普及啓発を所管する医療政策課及びAEDの製造販売業者等の指導を所管する薬務課

5 監査の実施方法

(1) 書面調査

ア 調査目的

監査の実施にあたり、AEDの設置及び管理状況等を把握するため、「平成29年度行政監査に関する調査票」(巻末資料参照)により書面調査を実施した。

イ 調査対象機関

- ・全ての本庁各課(室)・地方機関(374機関)
- ・地方自治法第199条第8項の規定による関係人調査として,指定管理者制度導入施設のうち特に不特定多数の県民が利用する公の施設(2か所)
- ウ 調査内容

上記3「監査の着眼点と主な調査内容」に沿って関係事項を調査した。

エ 調査期間

平成29年6月16日(金)から平成29年7月5日(水)まで

(2) 事務局監査

ア 対象機関

- ・監査対象機関(AEDを設置・管理している機関)の中から、地域のバランスを考慮して選定した21機関並びに医療政策課及び薬務課(表1のとおり)
- ・指定管理者制度導入施設のうち特に不特定多数の県民が利用する公の施設「みやぎ産業 交流センター(夢メッセみやぎ)」及び「宮城県総合運動公園(グランディ21)」
- イ 実施方法

実地で実施した。

ウ 実施期間

平成29年8月9日(水)から平成29年10月30日(月)まで

(3) 委員監査

ア対象機関

事務局監査実施箇所21機関並びに医療政策課及び薬務課(23機関)

イ 実施方法

23機関のうち8機関並びに医療政策課及び薬務課については実地監査とし、13機関については書面監査とした(表1のとおり)。

工 実施期間

平成29年10月6日(金)から平成29年11月20日(月)まで

表1 監査の対象及び実施状況

	対象機関名	実施方法
1	医療政策課	監査委員による実地監査
2	薬務課	監査委員による実地監査
3	仙南保健福祉事務所	監査委員による実地監査
4	仙台保健福祉事務所	書面監査(事務局の実地監査後、監査委員に報告)
(5)	北部保健福祉事務所	書面監査(事務局の実地監査後、監査委員に報告)
6	北部保健福祉事務所栗原地域事務所	書面監査(事務局の実地監査後、監査委員に報告)
7	東部保健福祉事務所	書面監査(事務局の実地監査後、監査委員に報告)
8	東部保健福祉事務所登米地域事務所	監査委員による実地監査
9	大崎高等技術専門校	書面監査(事務局の実地監査後、監査委員に報告)
10	気仙沼高等技術専門校	監査委員による実地監査
(1)	農業・園芸総合研究所	監査委員による実地監査
12	総合教育センター	書面監査(事務局の実地監査後、監査委員に報告)
13	図書館	書面監査(事務局の実地監査後、監査委員に報告)
14	志津川自然の家	書面監査(事務局の実地監査後、監査委員に報告)
15	気仙沼高等学校	書面監査(事務局の実地監査後、監査委員に報告)
16	古川黎明高等学校・中学校	監査委員による実地監査
17)	名取北高等学校	監査委員による実地監査
18	柴田高等学校	書面監査(事務局の実地監査後、監査委員に報告)
19	東松島高等学校	書面監査(事務局の実地監査後、監査委員に報告)
20	利府支援学校	監査委員による実地監査
21)	仙台東警察署	書面監査(事務局の実地監査後、監査委員に報告)
22	佐沼警察署	監査委員による実地監査
23	築館警察署	書面監査(事務局の実地監査後、監査委員に報告)

第2章 監査結果

1 AED(自動体外除細動器)の設置状況について

- (1) AEDの設置状況等について
- ① AED部局別設置状況

全ての本庁各課(室)・地方機関374機関を対象に書面調査を行った結果,平成29年6 月末現在,AED部局別設置状況は表2のとおりである。調査対象374機関のうちAEDを 設置している機関は169機関(45.2%),AEDの総設置台数は257台であり,県立高校73校,特別支援学校23校及び警察署24署には全機関に設置されている。

なお、県がAED本体を購入、リース、寄附等で設置する以外に、事業者が県有財産の貸付 や使用許可を受けてAED搭載型自動販売機を設置する方法があるが、このAED搭載型自動 販売機を導入している機関は7機関であり、そのうちAED搭載型自動販売機導入のみを行っ ている機関は、産業技術総合センターと仙台土木事務所の2機関である。

表2 AED部局別設置状況

部原	司別	対象	設置		設置台数	AED			
		機関数	機関数	割合		購入	リース	寄附等	自販機
総	务部	29	1	3.4%	2	2	0	0	0
震災	災復興・企画部	10	0	0.0%	0	0	0	0	0
環境	竟生活部	16	1	6. 3%	1	0	1	0	0
保例	建福祉部	31	14	45. 2%	15	11	0	4	0
経	育商工観光部	33	8	24. 2%	8	3	5	0	1
農村	木水産部	39	4	10. 3%	5	2	2	1	0
土フ	大部	29	0	0.0%	0	0	0	0	1
出約	内局	4	0	0.0%	0	0	0	0	0
企業		5	2	40.0%	3	3	0	0	0
各和	重委員会	7	0	0.0%	0	0	0	0	0
教育	 育庁	124	105	84. 7%	185	143	1	41	1
	県立高校	(73)	(73)	100.0%	(141)	(110)	(1)	(30)	(1)
	特別支援学校	(23)	(23)	100.0%	(35)	(24)	(0)	(11)	(0)
宮切	成県議会	1	1	100.0%	1	0	1	0	0
県警	擎察	46	33	71. 7%	37	34	0	3	4
	警察署	(24)	(24)	100.0%	(25)	(24)	(0)	(1)	(4)
	計	374	169	45. 2%	257	198	10	49	7

② A E D 台数別設置状況

AED台数別設置状況は表3のとおりである。AEDを設置している169機関のうち、1台設置している機関が104機関(61.5%)、2台以上設置している機関が65機関(38.5%)で、そのうち2台設置している機関が44機関(26.0%)、3台設置している機関が19機関(11.2%)である。

なお、複数設置している機関は、県立高校、特別支援学校、警察署が多く、4台設置している機関は、沿岸部の気仙沼向洋高等学校と石巻支援学校の2校である。東日本大震災後に寄附を受けたAEDが、気仙沼向洋高等学校に3台、石巻支援学校に2台設置されている。

表3 AED台数別設置状況

設置台	数	機関数	割合
1台		104	61. 5%
2台以上		65	38. 5%
	2台	44	26. 0%
	3台	19	11. 2%
	4台	2	1. 2%
計		169	100.0%

③ A E D 圏域別設置状況

AED圏域別設置状況は表4のとおりである。県庁が所在し近隣にAEDが多く設置されている仙台圏域及び東京、大阪、名古屋に立地する県外事務所等を除き、各圏域には57.1%から79.3%の範囲の割合でAEDが設置されている。

表 4 圏域別設置状況

圏域別	対象機関数(A)	設置機関数(B)	設置割合(B/A)	設置台数
仙南圏域	29	23	79. 3%	33
仙台圏域	234	77	32. 9%	113
大崎圏域	35	25	71.4%	35
栗原圏域	14	8	57. 1%	12
登米圏域	13	8	61. 5%	10
石巻圏域	26	16	61. 5%	32
気仙沼圏域	19	12	63. 2%	22
県外	4	0	0.0%	0
計	374	169	45. 2%	257

④ AED庁舎所在地別設置等状況

監査対象の374機関は、県内204箇所の庁舎に分散して存在しており、AED庁舎所在 地別設置等状況は表5のとおりである。県庁及び合同庁舎には全て設置されており、県庁では、 医療政策課、議会事務局、県警察本部警務部が、行政庁舎、議会庁舎、警察本部庁舎にそれぞ れ設置している。

県庁,合同庁舎及び単独地方公所204箇所のうち,県がAEDを設置している箇所が169箇所(82.8%),事業者が所有・管理するAED搭載型自動販売機のみを導入している箇所が2箇所(1.0%),同じ庁舎内に他の公共機関がAEDを設置している箇所が8箇所(3.9%)で,約9割の179箇所(87.7%)にAEDが設置等されており,AEDが未設置の庁舎は25箇所,25機関(12.3%)である。

未設置機関の中で、近隣にAED設置施設や医療機関がない場所に立地している機関は、古川農業試験場、畜産試験場、水産技術総合センター、気仙沼水産試験場、内水面水産試験場、大崎地方ダム総合事務所、栗原地方ダム総合事務所である。

表 5	AED庁舎所在地別設置等状況
10	

	区分	行政 庁舎	議会 庁舎	警察本 部庁舎	合同 庁舎	単独地 方公所	計	割合
箇所数		1	1	1	7	194	204	100%
設置等	箇所数	1	1	1	7	169	179	87. 7%
	県が設置	1	1	1	7	159	169	82. 8%
	AED搭載型自動 販売機のみ導入	0	0	0	0	2	2	1.0%
	同じ庁舎内に他の 公共機関が設置	0	0	0	0	8	8	3. 9%
未設置	未設置箇所数		0	0	0	25	25	12. 3%

注1) 複数の庁舎が存在する同一の所在地及び単独の庁舎の所在地を「箇所」とする。

注2) 同じ庁舎内に他の公共機関が設置

例:公務研修所(東北自治総合研修センター内の公益財団法人東北自治研修所に設置), 東京事務所(所在する都道府県会館内に設置)等

(2) AEDの取得方法について

AEDの取得方法は表6のとおりであり、購入が143機関198台(77.0%)、リースが10機関10台(3.9%)、寄附が41機関49台(19.1%)である。

保健福祉部及び県警察本部では、担当課が一括購入し各機関に管理換えを行っており、教育 庁及び他の部局では、設置機関が購入及びリースにより取得している。 リース物件を設置している機関は、議会事務局、高等技術専門校(5校)、食肉衛生検査所、 農業・園芸総合研究所、林業技術総合センター、泉館山高等学校である。

表6 AEDの取得方法 (購入物件と寄附物件の複数設置あり)

区分	機関数	台数 (割合)	摘 要
購入	143	198台 (77.0%)	他機関からの管理換を含む
リース	10	10台(3.9%)	
寄附	41	49 台(19.1%)	宮城県中古自動車販売商工組合, 教育振興会等の教育関係団体, 日本赤十字社,ロータリークラブ,個人等
計	194	257 台(100.0%)	

注) 設置機関169機関のうち, 購入物件と寄附物件を複数設置している機関が25機関あるため, 機関数計は194機関になっている。

(3) AEDの取得方法の検討について

① AED取得における購入とリースの比較検討状況

AED取得における購入とリースの比較検討状況は表7のとおりであり、比較検討を行った機関が4.4機関(2.6.0%)、行っていない機関が1.2.5機関(7.4.0%)である。

表7 AED取得における購入とリースの比較検討状況

区 分	回答	割合
検討した	44	26. 0%
検討しない	125	74. 0%
計	169	100.0%

② AEDを取得する際に重視した項目

AEDを取得する際に重視した項目は表8のとおりであり、6割以上の機関で価格、機能・性能を重視している。

表8 AEDを取得する際に重視した項目(複数回答)

区 分	回答	割合
価 格	105	62. 1%
機能・性能	108	63.9%
メンテナンス	41	24. 3%
その他(使い易さ、ランニングコスト)	10	5. 9%

(4) A E D の設置及び普及啓発に関する基本方針等について

① AEDの設置及び普及啓発に関する基本方針

平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」により、非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用が解禁されたことを受けて、宮城県では平成18年1月に宮城県牧急医療協議会がAEDの設置及び普及啓発に関する基本方針「県民が県民を救う社会の実現に向けて~非医療従事者が使用する自動体外式除細動器(AED)の設置及び普及啓発に関する基本方針~」を策定し、保健福祉部(担当課:医療政策課)から当該方針を庁内、市町村及び関係団体(医師会、歯科医師会、消防本部)に通知し設置促進を依頼している。

② 県の機関におけるAEDの設置方針

実地監査した結果、AEDの設置については、各部局が施設所管者として判断することとしているが、庁内において県全体の具体的な設置基準、優先度、配備計画等は定められていない。また、県全体のAEDの設置状況も把握されていなかった。

2 AEDの管理状況について

(1) AEDの設置場所等について

① AEDの設置場所

AEDの設置場所は表9のとおりである。緊急時にすぐ使用できるように、職員が在室している事務室に75台(29.2%)、玄関、ロビーに72台(28.0%)が設置されている。 AEDを複数設置している県立高校及び特別支援学校では、事務室・玄関のほか、保健室、医務室やグラウンド、体育館等の運動施設に設置されている。

なお、警察署では24時間対応できるように当直室に設置されている。

表9 AEDの設置場所

場所	台数	割合
事務室	75	29. 2%
玄関,ロビー	72	28.0%
運動施設(グラウンド,体育館等)	45	17.5%
保健室,医務室等	34	13. 2%
寮,当直室	17	6.6%
その他(農場,実習場等)	14	5. 4%
計	257	100.0%

② 施設利用者使用の可否

AEDを施設利用者が職員を介することなく使用できるかについては、表10のとおりであり、使用できると回答した機関は169機関のうち112機関(66.3%)である。

職員を介さなければ使用できない機関は57機関(33.7%)で、その理由の主なものは「AEDを施設内に設置しており、設置場所に一般利用者が立ち入れない」、「警察署では24時間常駐している警察官が対応する」などである。

表10 施設利用者使用の可否

設 問	回答	割合
使用できる	112	66.3%
使用できない	57	33. 7%
計	169	100.0%

(2) AEDの設置場所の表示について

AEDの設置場所の表示状況は表11のとおりであり、169機関のうち141機関 (83.4%)が表示板を設置しており、多くの機関で表示板を玄関・入り口、AED設置場所、事務室に複数設置し表示している。表示板を設置していない機関は28機関(16.6%)であるが、設置していない理由の主なものは「管理下において職員が対応する」、「職員が解錠しないと取り出せない場所に設置している」などである。

表11 AEDの設置場所の表示状況

設 問	回答	割合
表示あり	141	83.4%
表示なし	28	16.6%
計	169	100.0%

(3) AEDの日常点検の実施状況について

① 平成21年4月16日付け「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について」 (厚生労働省医政局長及び医薬食品局長通知)の承知状況

AEDは医薬品医療機器等法に基づき高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器であることから、適切な管理等の実施について、平成21年4月16日付け「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について」厚生労働省医政局長及び医薬食品局長通知及び当該通知の再周知が、これまでに3回行われ、当該通知は医療政策課または薬務課から関係機関に通知されている。

AED設置機関における当該通知の承知状況は表12のとおりであり、169機関中承知している機関が140機関(82.8%)、知らなかった機関は29機関(17.2%)である。 当該通知を知らなかった29機関のうち20機関は、管理換物件・寄附物件やリース物件の設置機関である。

表12 平成21年4月16日付け「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について」(厚生労働省医政局長及び医薬食品局長通知)の承知状況

設 問	回 答 (重複あり)	承知状況	割合
AED設置者(AEDの設置・管理について責任 を有する者)が既に知っていた。	83	140	82.8%
AEDの点検担当者(日常点検等を実施する者) が既に知っていた。	75		
その他の者が既に知っていた。	20		
誰も知らなかった。	29	29	17. 2%
計		169	100.0%

② 点検担当者の配置状況

点検担当者の配置状況は表13のとおりである。日常点検担当者を指定し、配置している機関は169機関中128機関(75.7%)で、点検担当者には主に庶務担当や養護教諭が指定されている。

点検担当者を配置していない機関が41機関(24.3%)で、点検担当者を配置していない主な理由は「配置が必要と知らなかった」、「点検内容がインジケーターの確認で軽微なため」などである。

表13 点検担当者の配置状況

設 問	回答	割合
配置あり	128	75. 7%
配置なし	41	24. 3%
計	169	100.0%

③ 日常点検の実施状況

日常点検の実施状況は表14のとおりであり、日常点検を実施している機関が147機関(87.0%)、実施していない機関が22機関(13.0%)である。

表14 日常点検の実施状況

設 問	回答	割合
あり	147	87. 0%
なし	22	13.0%
計	169	100.0%

④ 点検の頻度

点検の頻度は表15のとおりであり、毎日行っている機関は57機関(33.7%)である。

表15 点検の頻度

頻度	回答	割合
毎日	57	33. 7%
週1回	14	8.3%
月1回	40	23. 7%
年1回	11	6. 5%
不定期(日常点検なしを含む)	47	27.8%
計	169	100.0%

⑤ 点検マニュアルの有無

点検マニュアルの有無は表16のとおりであり、点検マニュアルを備え付けている機関は78機関(46.2%)、備え付けていない機関は91機関(53.8%) である。

表16 点検マニュアルの有無

設 問	回答	割合
あり	78	46. 2%
なし	91	53.8%
計	169	100.0%

⑥ 日常点検記録簿の有無

日常点検記録簿の有無は表 17 のとおりであり、日常点検記録簿を整備している機関は 66 機関 (39.1%)、整備していない機関が 103 機関 (60.9%) である。

表17 日常点検記録簿の有無

設 問	回答	割合
あり	66	39. 1%
なし	103	60. 9%
計	169	100.0%

(4) AEDの消耗品の管理状況について

① 電極パッド使用期限の把握状況

電極パッド使用期限の把握状況は表18のとおりであり、全ての設置機関が電極パッド使用 期限を把握している。

表18 電極パッド使用期限の把握状況

設 問	回答	割合
あり	169	100.0%
なし	0	0.0%
計	169	100.0%

② バッテリー使用期限の把握状況

バッテリー使用期限の把握状況は表19のとおりであり、全ての設置機関がバッテリー使用 期限を把握している。

表19 バッテリー使用期限の把握状況

設 問	回答	割合
あり	169	100.0%
なし	0	0.0%
計	169	100.0%

③ 表示ラベル取付け状況

設置されたAEDの電極パッドやバッテリーの交換時期等を記載し、容易に確認することができる表示ラベルの取付け状況は表20のとおりである。取り付けている機関は158機関(93.5%)で、取付け場所は本体、収納ケースのほか付属カードや設置場所付近の室内である。

11機関(6.5%)が表示ラベルを取り付けていないが、取り付けていない理由の主なものは「管理下で職員が使用する」、「船内の職員が全員把握している」、「リース契約に保守が含まれる」などである。

表20 表示ラベル取付け状況

表示ラベル取付け	回答	割合	取付け場	:所(複数回答:	あり)
			本体	収納ケース	その他
あり	158	93. 5%	60	102	9
なし	11	6. 5%			
計	169	100.0%			

(5) AED操作方法の習得について

① AEDの操作に関する講習・研修の受講状況

AEDの操作に関する講習・研修の受講状況は表 21 のとおりであり、これまでに職員がいずれかの講習・研修を受講した機関は 169 機関の 55140 機関 (82.8%)、受講していない機関が 29 機関 (17.2%) である。

表21 AEDの操作に関する講習・研修の受講状況 (複数回答)

受講の有無		口	答	割合
	設 問			
受講してい	る	140		82.8%
	職員の全員が一度は講習会・研修会を受 講したことがある		75	44. 4%
	設置者又は点検担当者が講習会・研修会 を受講したことがある		43	25. 4%
	設置者又は点検担当者以外の職員が講習 会・研修会を受講したことがある		43	25. 4%
受講なし(不明も含む)	29		17. 2%
	受講したかどうか把握していない		26	15. 4%
	受講する必要がない		3	1.8%
	<u></u>	169		100.0%

② A E D の操作に関する講習・研修への参加状況

AEDの操作に関する講習・研修への参加状況は表22のとおりであり、106機関 (62.7%)が参加しており、63機関 (37.3%)が参加していない。AEDの操作に関する講習・研修に参加していない理由の主なものは、「職場に資格者がいる」、「研修等の時間 確保が困難」、「研修等の機会がない」などである。

なお、AEDの操作に係る研修は、公務研修所の「新任職員研修(後期)」応急手当講習や、 警察学校の初任科において行われている。また、平成24年度まで実施されていた医療政策課 主催の救急救命講習については、震災復興業務を優先するため平成25年度から休止していたが、平成29年度に再開されることを委員監査において確認した。

おって、平成29年度第1回AED講習会は、平成30年1月15日に県庁で開催された。

表22 AED操作の講習・研修への職員の参加状況

参加の有無		口	答	割合
	開催頻度			
参加して	ている	106		62. 7%
	年 2回以上		4	2. 4%
	年 1回		97	57. 4%
	2~3年に1回		5	3.0%
参加していない		63		37. 3%
	計	169		100.0%

③ 職場が主体的にAEDを使用するための職員操作訓練の定期的実施状況

職場が主体的にAEDを使用するための職員操作訓練を定期的に実施しているかについては表23のとおりであり、68機関(40.2%)が実施しており、101機関(59.8%)が実施していない。

開催頻度については、68機関中2回以上開催している機関が5機関(7.4%),年1回 開催している機関は53機関(77.9%)であり、実施方法の主なものは、消防機関や日本 赤十字社への講師依頼による操作訓練や、各警察署における、講習受講者を講師とした訓練で ある。

職員操作訓練を行っていない理由の主なものは、「講習・研修を受講している」、「訓練の時間確保が困難」などである。

表23 職場が主体的にAEDを使用するための職員操作訓練の定期的実施状況

実施の有無		回答		割合
	開催頻度			
実施して	ている	68		40. 2%
	年 2回以上		5	3.0%
	年 1回		53	31.4%
	2~3年に1回		10	5.9%
実施して	ていない	101		59.8%
	計	169		100.0%

(6) AEDの使用実績について

① AEDの過去6年間(平成24年度~29年度)の使用実績

県が設置したAEDの過去6年間(平成24年度~29年度)の使用実績は表24のとおりである。11件の使用実績があり、傷病者は全員救急搬送された。

使用後の復旧日数は、本体更新に10日要したものが1件、消耗品更新で7日要したものが 1件、他の9件は消耗品の更新やバッテリーの残量確認で3日以内に復旧している。 なお、全庁の使用実績を把握する仕組みはない。

表24 AEDの過去6年間(平成24年度~29年度)の使用実績

平成30年1月末現在

	所属	使用	使 用 状 況	復旧措置
		年次	【施設内外の別】	復旧期間
1	保健福祉部	H25	勾当台公園で開催されたイベントに参加した高	バッテリー残量確認
	医療政策課		齢者が急に倒れたため、居合わせた介護士が救命	(継続使用可)
			措置を行うとともに、県庁1階玄関ホールのAE	電極パッド更新
			Dを搬出し電極パッドを装着したが, AEDから	
			「対応不要」のメッセージが表示された。	2日後
			【施設外】	
2	県警察	H25	運転免許技能試験の受験者が倒れ, 自発呼吸等が	バッテリー残量確認
	県運転免許センター		無い状態になったため、119番通報し指示を受	(継続使用)
	(運転免許課)		けてAEDを使用した。	
			【施設内】	当日
3	保健福祉部	H27	隣接する公園で行われていたイベントに参加し	電極パッド更新
	北部保健福祉事務所		た県民が倒れ、心肺停止の状態であったため、居	
	(大崎保健所)		合わせた医師の指示により大崎合同庁舎に備え	翌日
			付けてあるAEDを使用した。	
			【施設外】	
4	教育庁県立高校	H27	学校付近の道路をランニングしていた県民が意	バッテリー更新
	仙台東高等学校		識を失い倒れていたところを, 通りがかりの方が	電極パッド更新
			発見し、学校にAEDを借りに来て使用した。	
			【施設外】	7日後
5	教育庁県立高校	H27	校庭で硬式野球部員の胸部にボールが当たって	電極パッド更新
	泉高等学校		倒れ、顧問と養護教諭がAEDを使用準備した。	
			【施設内】	当日

6	教育庁県立高校	H27	校内で生徒が体調不良(頭痛等)となって	バッテリー残量確認
	松島高等学校		119番通報し、その際指示を受けてAEDを装	(継続使用可)
			着したが、AEDから「必要なし」のメッセージ	電極パッド更新
			が表示された。	
			【施設内】	3日後
7	経済商工観光部	H28	仙台高技専で実施された技能検定において受験	バッテリー更新
	仙台高等技術専門校		者が倒れ,職員が使用準備していたAEDを到着	電極パッド更新
			した救急隊員が使用した。	
			【施設内】	2日後
8	教育庁県立高校	H28	校庭で生徒が倒れ、養護教諭がAEDを使用し	電極パッド更新
	柴田高等学校		た。	
			【施設内】	当日
9	教育庁特別支援学校	H28	調理室で職員が倒れ、養護教諭がAEDを使用し	電極パット更新
	船岡支援学校		た。	
			【施設内】	当日
10	県警察	H28	庁舎で職員が柔道の稽古中に倒れ、他の職員がA	本体更新
	石巻警察署		EDを使用した。	
			【施設内】	10日後
11	保健福祉部	H29	行政庁舎16階で職員が倒れ,他の職員(養護教	バッテリー残量確認
	医療政策課		諭),産業医,看護師等が救命措置を行い,AE	(継続使用可)
			Dを使用した。	電極パッド更新
			【施設内】	当日

② 年度別使用件数

県が設置したAEDの過去6年間(平成24年度~29年度)の年度別使用件数は表25のとおりである。

表 2 5 年度別使用件数

年	度	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	計
件	数	0	2	0	4	4	1	11

③ 使用場所(施設内外別)件数

使用実績 1 1 件の使用場所(施設内外別)件数は表 2 6 のとおりであり、施設内が 8 件、施設外が 3 件である。

表 2 6 使用場所 (施設内外別)

使用	場所	施設内	施設外	計
件	数	8	3	11

(7) 指定管理者制度導入施設におけるAED設置状況及び指導状況について

① 指定管理者制度導入施設におけるAED設置状況

平成29年4月1日現在の宮城県指定管理者制度導入施設(59施設)におけるAED設置 状況を担当課(16課)に調査した結果は表27のとおりである。32施設(54.2%)に 44台が設置されており、そのうち11台は県が、33台は指定管理者が設置したものである。 未設置の27施設(45.8%)における設置していない主な理由は、「同じ建物内や隣接 施設に設置されている」、「漁港の係留施設や泊地等の屋外施設のため」などである。

			,, .,		
設 問	施設数	割合	設置台数	設置者	
				県	指定管理者
設 置	32	54. 2%	44	11	33
未設置	27	45.8%			
計	59	100.0%	44	11	33

表27 指定管理者制度導入施設におけるAED設置状況

注)様式2で、指定管理者制度導入施設担当課に、AED設置状況及び指定管理者制度導入施設への担当課の指導状況を調査した。また、設置者県の11台については、以前から指定管理者制度導入施設に県が設置していた台数である。

② AEDを設置している指定管理者制度導入施設への担当課の指導状況

AEDを設置している指定管理者制度導入施設への担当課の指導状況は表28のとおりであり、担当課16課のうち、AEDの管理について口頭指導を行っている担当課は3課で、指導を行っていない課は13課であった。指導を行っていない主な理由は、「指定管理者が自主的に設置したものである」、「協定書で緊急時の必要措置を定めており、指定管理者の運用によりAEDを適切に管理している」、「管理等は指定管理者に任せている」などである。

	表 2 8	AEDを設置してい	いる指定管理者制度導入施設 々	への担当課の指導状況
--	-------	-----------	------------------------	------------

設 問	回答	割合
指導あり	3	18.8%
指導なし	13	81.3%
計	16	100.0%

③ 指定管理者制度導入施設関係人調査結果

指定管理者制度導入施設のうち、特に不特定多数の県民が利用する公の施設「みやぎ産業交流センター(夢メッセみやぎ)」(3台設置)及び「宮城県総合運動公園(グランディ21)」(5台設置)について関係人調査を実地で実施した結果、適切に管理されていた。

3 AED設置の情報提供の状況について

(1) 一般財団法人日本救急医療財団 ホームページへのAED設置情報登録について

一般財団法人日本救急医療財団 ホームページへのAED設置情報登録については、平成21年4月16日付け「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について」厚生労働省医政局長及び医薬食品局長通知により依頼されているが、登録状況は表29のとおりであり、登録している機関が89機関(52.7%)、登録していない機関が80機関(47.3%)である。

登録していない理由の主なものは、「施設内で使用することを想定している」、「設置当初から 登録していない」、「登録について知らなかった」、「他機関(日本赤十字社、消防機関)に情報 提供している」などである。

27 0 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	м,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
設 問	回答	割合
登録済	89	52. 7%
登録していない	80	47. 3%
計	169	100.0%

表29 (一財)日本救急医療財団 ホームページへのAED設置情報登録

(2) 県のホームページ等による情報提供について

県のホームページ等でAED設置情報は表30のとおりであり、ホームページで情報提供している機関が14機関(8.3%)、提供していない機関が155機関(91.7%)である。情報提供していない理由の主なものは、「一般財団法人日本救急医療財団のホームページに登録している」、「ホームページで情報発信する認識がなかった」などである。

その他のAED設置情報提供として、消防機関や市町村への情報提供を行った事例や、学校内において周知した事例が確認された。

表30	県のホームペーシ	/等による情	報提供

設 問	回答	割合
提供している	14	8.3%
提供していない	155	91. 7%
計	169	100.0%

第3章 監査結果を踏まえた意見

医療従事者以外でもできるAED(自動体外式除細動器)を用いた病院前救護活動は、突然の心停止の際に現場で行われる救命措置が迅速かつ的確になされることで、傷病者の救命率や社会復帰率が非常に高くなる効果が期待できることから、全国的にAED設置の普及が進んでいる。

一方で、AEDは適切な管理が行われなければ、人の生命や健康に重大な影響を与える恐れのある医療機器であり、また、設置されたAEDが危急の際に有効に活用されるよう常に整備されていることが不可欠であることから、AEDの設置者には、AEDの適切な管理の徹底が求められている。

多くの県民が利用する県の機関においても、県民の救命を行うためにAEDが設置されているが、県の機関におけるAEDの設置及び管理にあたっては、経済性、効率性、有効性を十分勘案しながら、適正に行われることが必要である。

これらの状況及び今回の行政監査結果を踏まえ、以下監査委員としての意見を述べる。

1 AEDの設置状況について

(1) A E D の設置検討及び設置に関する全庁的な統一方針について

AED設置について法的義務がない中で県の多くの機関にAEDが設置されており、庁舎等別の設置割合も高い状況にあるが、周辺地域に医療機関や他のAEDが設置されている公共機関等がない県の機関にAEDが設置されていない事例が一部見受けられた。

県の機関にAEDを設置するに当たっては、当該機関の周辺状況等も十分勘案しつつ、職員を含めた県民の命を救うために効果的、効率的かつ計画的に設置することが期待されるが、現在の県の機関におけるAEDの設置については、各部局が施設所管者としてその設置の必要性を個別に判断しており、全庁的に統一した設置方針が定められていない状況にある。

内水面水産試験場や栗原地方ダム総合事務所など特に周辺地域に医療機関や他のAEDが設置されている公共機関がない機関にAEDを早急に設置することを検討するとともに、県の機関において効果的かつ効率的にAEDの設置を行うため、全庁的な設置基準、優先度、設置計画等を明示した統一方針を定めて、計画的な設置に努められたい。

(2) A E D の設置の一元的管理について

県の機関におけるAEDの設置は、各部局での判断に委ねられており、全庁的なAEDの設置状況等が把握されていない状況にある。

危急の際に県民及び職員の救命を図るための態勢を確保しておくことが重要であり、県

の機関におけるAEDの設置を一元的に管理し、又は指導する組織を明確にしておき、その組織において県の機関における設置状況や使用実績等を定期的に把握するとともに、必要に応じて他の機関への移管の可能性についても検討されたい。

(3) AEDの調達方法について

AEDを設置するにあたり、維持管理経費を重視して調達した機関が一部見受けられるが、購入とリースの比較検討を行わずに購入している機関が多く見受けられた。

AEDを設置するに当たっては、庁舎等の管理体制や予算確保の方法の現状を踏まえつつ、耐用年数内における消耗品の交換費用やメンテナンス費用等も含めた総コストを勘案した上で購入とリース契約との比較を行い、経済的かつ効率的な調達に務められたい。

一方、AEDを設置するにあたり、経済性を考慮し、各機関分を集約して一括購入して 調達している優良な事例も見られた。

AEDを購入する場合には、少ない数量をそれぞれの機関が別々に調達するよりも、集 約し、一括して多くの数量を調達する方が有効であると考えられることから、部局を超え て全庁的に一括購入できるよう調達方法の改善について検討されたい。

さらに、県の機関にAEDを一層普及するための方策の一つとして、AEDを搭載した自動販売機の導入拡大の可否について検討されたい。

2 AEDの管理状況について

(1) 設置場所について

緊急発生時に傷病者に対して迅速に使用できる場所を選定してAEDが設置されている機関が多い状況であり、設置場所は概ね適正で大きな問題は認められなかったが、東日本大震災で被災した本県での経験を踏まえ、建物の上部階にAEDを設置するなど災害時にもAEDを活用することを想定したAEDの複数設置や設置場所の選定に配慮されたい。特に、多くの職員が勤務し、来庁者の多い行政庁舎には、現在1階に1台しか設置されていないので、例えば5階、10階、18階等の複数階に設置することを検討されたい。

(2) 設置場所の表示について

設置場所の表示については、多くの機関で表示板等が設置されており、AEDの設置場所が認識できるように整備されているが、表示が全くない機関も一部に見受けられた。

緊急時に職員及び施設利用者等が正確なAEDの設置場所をすぐに認識できるようにするため、位置を示す表示板の掲示、施設案内図へのAED配置図の表示やエレベーター内パネルにAED配置フロアの明示等を徹底するなど設置場所の明確な表示に万全を期されたい。

(3) 日常点検について

点検担当者は、多くの機関において配置されているが、一部に配置されていない機関が 見受けられた。

設置したAEDの日常点検を実施する者として点検担当者を配置することが求められていることから,点検配置者の適切な配置に努められたい。

また、日常点検については、多くの機関で実施されているものの、実施されていない機関も一部見受けられ、日常点検を実施している機関でも、毎日実施している機関は3割程度に留まっている状況にある。

使用の必要が生じた際にAEDが的確に活用できるよう、点検を毎日実施するよう日常 点検の実施に万全を期されたい。

点検マニュアルの整備については、半数以上の機関で整備されていない状況であった。 適正な点検を実施するために必要な点検マニュアルの整備に努められたい。

点検記録簿の整備に関しては、6割を超える機関において整備されていない状況であった。

点検を実施したことを記録しておくことは、AEDがいつでも活用できるよう確認し管理する上で必要であることから、点検記録簿の整備促進に努められたい。

(4) 消耗品の管理について

バッテリーや電極パッドの使用期限については、全ての設置機関で把握しており、期限を超過したものも見られなかったが、一部の機関において、バッテリーや電極パッド等の交換時期等を記載した表示ラベルがAED本体や収納ケース等に取り付けられていない事例が見受けられた。

表示ラベルの記載を基に、バッテリーや電極パッド等の交換時期等を日頃から把握し、交換を適切に行うよう、消耗品の更新・交換等の適切な管理に万全を期されたい。

(5) A E D の操作方法の習得について

AEDを設置している県の機関において、危急の際にAEDを有効に使用するためには、職員が的確に当該AEDを操作できるよう職員の育成や職員配置等の体制整備が重要である。

多くの設置機関において、AEDの操作に関する講習や研修への参加を奨励しており、 主体的に職員へのAEDの操作訓練を実施している機関もある一方で、職員のAEDの操 作方法に関する講習等について受講状況を把握していない機関も一部に見受けられた。

また、職員が、危急の事態に躊躇なく迅速かつ的確にAEDを操作できるようにするためには、職員がAEDの操作に関する講習や研修を反復かつ継続して受講することが必要不可欠であるが、職員のAED操作の講習・研修の参加状況は十分とは言えない状況である。 県の機関に設置し、管理しているAEDを危急の際に有効に活用できるようにするため、 全ての県職員が、継続的かつ定期的(2~3年間隔)にAEDの操作方法を含む救急救命 法の講習や研修に参加できる機会を確保するとともに、組織として各職員の参加履歴を管 理することを行うことなどにより、職員誰でも、いつでもAEDを使用できる体制の構築 と職員配置への配慮について検討されたい。

(6) 指定管理者制度導入施設における管理及び指導について

宮城県指定管理者制度導入施設において、漁港の係留施設などAEDを設置していない 施設が半数程度見受けられた。

施設の形態,施設の利用者数や周辺施設の設置状況を踏まえ,必要に応じてAEDの設置を検討し、指定管理者への指導も含めて必要な措置を図られたい。

また、AEDの管理等について、県担当課の指導が行われていない指定管理者制度導入 施設が8割以上見受けられた。

AEDの管理等について、指定管理の協定書等で必要措置を定めておくなどAEDの適切な維持管理についても指導に努められたい。

3 AED設置の情報提供の状況について

(1) 一般財団法人日本救急医療財団への登録について

設置機関の施設内で使用することを想定している機関が多く、登録が推奨されている一般財団法人日本救急医療財団のホームページにAED設置の情報登録が行われていない機関が約半数見られた。

AED設置の情報については、県民の生命を守るために積極的な公開が望まれることから、特段の事情がなく、設置情報を登録していない機関においては、同財団へのホームページに的確な情報を登録するよう努められたい。

(2) 県民及び地域住民への積極的な情報提供について

県のホームページで情報提供している機関が極めて少ない状況である。また、地域と密接に関係のある学校等県の機関において、地域住民等にAED設置についての情報が十分周知されていない事例が見受けられた。

県の機関が、地域住民との交流を図り、地域にAED設置や操作方法等の情報を提供することによって、県の機関に設置したAEDが有効に活用され、地域住民の救命につながることが大いに期待できるとともに、設置されたAEDが県の機関と地域住民や関係機関とのコミュニケーションツールの役割を担うことも期待できることから、様々な機会を捉えて、県民及び地域住民へAED設置等について積極的に情報提供するよう努められたい。

県の機関にAEDが適切に配置され、円滑に使用できる体制が整備されることは、県民の安全・安心の確保に寄与することになる。このため、県においては、県の機関におけるAEDの設置を計画的に行うとともに、設置されたAEDを常に良好な状態で維持管理し、危急の際に誰もが、いつでもどこでもAEDを使用した救命措置を迅速かつ円滑に行えるように職員研修・訓練等の充実を図ること等に積極的に取り組んでいくことを強く期待する。

さらに、県民を挙げてAEDの普及啓発に取り組むべく条例を制定している県もあり、本 県においても、県全体でAEDの普及が拡大して、県民の救命率の向上が図られるよう一層 積極的な取組がなされることを期待するものである。